

## 海 外

### 国際機関

◆BIS、報告書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」を公表

BIS(国際決済銀行)中央銀行総裁会議は、7月11日、銀行規制監督委員会の提出した報告書「自己資本の測定と基準に関する国際的統一化」を了承し、7月15日公表した。同報告書は、国際業務に携わる銀行の自己資本充実に関する監督規制を国際的に統一化するためのもので、昨年12月に同委員会が公表した協議用ペーパー「自

己資本の測定と基準に関する国際的統一化への提言」につき、G-10諸国の銀行監督当局が国内金融機関と協議のうえ多少の変更を加えたものである。同報告書には、自己資本充実度の測定に関し合意されたフレームワークの詳細および達成すべき最低基準が示されており、同委員会メンバーである各国銀行監督当局は、これらのフレームワークと最低基準を自国金融機関に対し適用していくこととなる。同報告書の概要は別表のとおり。

(別 表)

## 自己資本比率にかかる国際的統一フレームワーク

## 1. 基本的フレームワーク

|     |   |
|-----|---|
| 対象  | G-10諸国(含むスイス)およびルクセンブルグ(12か国)の国際業務を営む銀行   |
| 算定式 | リスク・アセット・レシオ = $\frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット総額(オンバランス+オフバランス)}} \geq 8\%$<br>(連結ベース) |

## 2. 自己資本の定義(下線は87年12月の協議ペーパーからの変更点)

|                           |  |
|---------------------------|--|
| 定義式                       | 自己資本 = $(\underbrace{\text{Tier 1項目計}-\text{控除A}}_{\text{Tier 1}}) + \text{Tier 2}-\text{控除B}$   |
| Tier 1<br>「コアとなる<br>自己資本」 | ①普通株式 ②非累積配当型優先株式 ③公表準備金<br>▼ 無制限算入  |
| Tier 2<br>「その他の<br>自己資本」  | ①非公表準備金<br>②再評価準備金<br>③貸倒引当金<br>④負債性資本調達手段<br>⑤期限付劣後債<br>▼ Tier 1と同額まで算入<br>・営業用不動産再評価準備金<br>・有価証券含み益(45%算入)<br>(資産評価損や特定しない潜在損失を反映する金額を含んでいる場合、リスク・アセットの1.25%ポイント以下、特例で2.0%ポイント以下*)<br>・累積配当型優先株式、永久劣後債、転換義務付証券等<br>(Tier 1の50%が限度、残存期間5年以内の場合毎年20%ずつ割引き算入) |
| 控除                        | A 営業権相当額<br>B 非連結金融子会社への出資(総資産からも控除)<br>・資本持ち合い分(各国裁量、控除しなければ100%リスク・ウエイトの資産として扱う)   |

\*自己資本の中にひもつきでない引当金を算入するための整合的な方法に関し、合意が成立しない場合。

## 3. リスク・アセット(下線は87年12月の協議ペーパーからの変更点)

## (1) オンバランス資産

|                      |   |
|----------------------|---|
| 算定方法                 | リスク・アセット = 資産額 × 資産カテゴリー別リスク・ウエイト   |
| リスク・ウエイト             | 資産カテゴリー   |
| 0 %                  | ①現金、②中央政府、中銀向け原地通貨債権、③OECD諸国*の中央政府、中銀向けその他債権、④現金もしくはOECD諸国の中央政府債券によって担保されるか、あるいは、OECD諸国の中央政府によって保証された債権   |
| 0、10、20ないしは50%(各国裁量) | ①中央政府以外の自国公共部門向け債権、および同部門により保証された貸付   |
| 20%                  | ①国際開発銀行(世銀、米州開銀、アジア開銀、アフリカ開銀、欧州投資銀行。なお他のG-10諸国出資銀行は各国裁量)向け債権およびこれらの銀行の発行債券によって担保された債権<br>②OECD諸国の銀行向け債権、およびOECD諸国の銀行によって保証された貸付<br>③残存期間1年以内のOECD諸国以外の銀行向け債権および残存期間1年以内のOECD諸国以外の銀行によって保証された貸付<br>④自国を除くOECD諸国の中央政府以外の公共部門向け債権、および同部門によって保証された貸付<br>⑤取立未済手形 |
| 50%                  | 貸付されているか、もしくは、債務者が現在または将来居住する住宅に対し設定された抵当権により完全に保全された貸付   |
| 100%                 | ①民間部門向け債権、②残存期間1年超のOECD諸国以外の銀行向け債権、③OECD諸国以外の中央政府向け債権、④公共部門所有の事業会社向け債権、⑤営業用土地・建物・動産およびその他の固定資産、⑥不動産投資およびその他の投資、⑦他の銀行の発行した資本調達手段(自己資本から控除されていない場合)、⑧その他すべての資産  |

\* OECD諸国 = OECD加盟国およびIMFにおけるGAB締結国(OECD加盟国およびサウジアラビア(25か国))。

## (BIS銀行規制監督委員会報告書(88年7月)の骨子)

(2) オフバランス資産(オブリゲーション・ネットティングを容認(ネットティング後の計数をリスク・アセット算定に使用))

|      |  |
|------|--|
| 算定方法 | リスク・アセット=信用リスク相当額(取引額×掛目)×上記資産カテゴリー別リスク・ウエイト |
|------|--|

| 掛目   | 取引手段  |
|------|---|
| 0%   | 原契約期間1年以下あるいはいつでも無条件で取消し可能なコミットメント  |
| 20%  | 短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務(荷為替信用状等)   |
| 50%  | ①取引にかかる偶発債務の一部、②NIFおよびRUF、③原契約期間1年超のコミットメント(正式のスタンダードバイ契約とクレジットライン)                         |
| 100% | ①直接的な信用供与代替取引(債務保証、手形引受等)、②買戻条件付売却および求償権付資産売却、③確実な実行を伴うコミットメントである先物資産購入、先渡し預金および部分払込株式または債権 |

|           |   |   |  |                |  |
|-----------|---|---|--|----------------|--|
| 金利・外為関連取引 | 算定方法  | リスク・アセット=信用リスク相当額×上記資産カテゴリー別リスク・ウエイト(上限50%) |  |                |  |
|           | 信用リスク相当額= 再構築コスト + 想定元本×掛目<br>(時価評価により算出) (ボテンシャル・エクスポージャー) |   |  |                |  |
|           | カレント・エクスポージャー方式*  | 掛目  |  | 残存期間           |  |
|           |   |   |  | 1年未満 0% 1.0%   |  |
|           | オリジナル・エクspoージャー方式*  | 掛目  |  | 1年以上 0.5% 5.0% |  |
|           |   | 信用リスク相当額=想定元本×掛目                            |  |                |  |
|           |   | 掛目  |  | 期間** 金利 外為     |  |
|           |   |   |  | 1年未満 0.5% 2.0% |  |
|           |   | 1年以上2年未満 1.0% 5.0%                          |  |                |  |
|           |   | 追加1年ごと 1.0% 3.0%                            |  |                |  |

\* 外為関連取引のうち取引所取引および原契約期間14日以内の取引は対象から除外。

\*\*金利関連は各国裁量で原契約期間・残存期間のいずれを採用しても可。外為関連は原契約期間。

## 4. 経過措置

| 年    | 目標基準比率(うちTier 1) | Tier 2項目からTier 1への算入限度 | Tier 2への算入限度  |            | 営業権相当額のTier 1からの控除 |
|------|------------------|------------------------|---------------|------------|--------------------|
|      |                  |                        | 貸倒引当金         | 期限付劣後債     |                    |
| 当初   | 1987年末時点のレベル     | Tier 1の25%             | 無制限           | 無制限        | 裁量                 |
| 90年末 | 7.25%(3.6%)*     | Tier 1の10%             | リスク・アセットの1.5% | 無制限        | 裁量                 |
| 92年末 | 8.0%(4.0%)       | なし                     | 同1.25%        | Tier 1の50% | 控除                 |

\* 「Tier 2項目から算入されたTier 1」を除くベースでは最低約3.25%。

## 米州諸国

### ◆米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は8月9日、グラス連銀を除く11連銀が公定歩合を0.5%引上げ6.5%とし、即日実施することを承認した(なお、グラス連銀も11日、同様の引上げを行う旨発表)。

今回の引上げは、87年9月(5.5%→6.0%)以来11か月ぶり。

今回措置の背景として同理事会は、①インフレ圧力の抑制、②公定歩合と市場金利の格差拡大是正の2点を指摘。

## 欧州諸国

### ◆西ドイツ政府、89年度予算案等を閣議決定

西ドイツ政府は7月7日、89年度連邦政府予算案および中期財政計画(88~92年度)を閣議決定した。今次予算案等の概要は以下のとおり。

#### 1. 89年度予算案

##### (1) 岁出(2,882億マルク、前年度比+4.6%)

——歳出総額の前年度実績見込み比伸び率は、名目G N P成長率(89年見通し+3.5%)を上回る+4.6%(前年度+2.4%)と、80年度(+5.6%<予算ベース>)以来の高い伸びとなっている。これは、①失業保険会計の収支悪化に伴い予定されていた雇用者負担の引上げが連立与党F D P(自由民主党)の強い反対から見送られることになった結果、同保険会計への補てん支出(33億マルク)の計上が必要となったほか、②今回、財政状態の悪化している州政府に対する補助金支出の増額(25億マルク)が決定されたため。

この間、歳出の大半を占める一般支出では、建設投資が前年度( $\Delta 1.1\%$ )に続いて前年度比マイナス( $\Delta 0.3\%$ )となるなど、全体として支出抑制スタンスが貫かれており(ただし、石炭、鉄鋼、エア・バス等の構造不況業種向け $+19.9\%$ %)、ならびに農業向け $+11.6\%$ %>補助金支出は引続き大幅な伸び)、前年度比伸び率は+2.5%にとどまっている。

##### (2) 岁入(2,562億マルク、同+8.5%)

——歳入総額は個別消費税の引上げおよびブンデスバンクの納付金増加等から前年度比伸び率は+8.5%と79年度(+8.8%)以来の高い伸びとなっている。

#### イ、税収(+7.6%)

……景気の引続き着実な拡大(実質G N P成長率<政府見通し>88年+2~2.5%→89年+2%)から、法人税等の税収増が期待できるほか、個別消費税の引上げ<sup>(注)</sup>(税収効果+81億マルク)も加わって+7.6%(前年度+0.2%)と大幅な増加となる見込み。

(注)個別消費税の引上げ内容については、6月10日に連立与党間すでに合意をみていた(本年7月号「要録」参照)が、歳出の増加に対応して以下の追加措置が、今次予算案に盛込まれている。

##### ▼ガス税の新設(増収効果+18億マルク)

89年1月以降天然ガス(1立方メーター当たり3ペニッヒ)および液体ガス(1リッター当たり4.35ペニッヒ)に対する消費税を新規に導入。

##### ▼重油税の引上げ(同+2億マルク)

89年1月以降1リッター当たり2ペニッヒ引上げ(現行1.5ペニッヒ→3.5ペニッヒ)。

#### ロ、税外収入(+17.4%)

……政府出資企業株式の売却収入が、大幅に縮小する見込みにある(88年度25億マルク→89年度3億マルク)ものの、ブンデスバンク納付金の急回復(88年度3億マルク→89年度50億マルク)から、全体としては+17.4%の大幅増加となる見込み。

#### (3) 財政赤字

——財政赤字額は、上記歳入の増加が寄与し、320億マルクと前年度(392億マルク<実績見込み>)比70億マルク強の減少となる見込み。

#### 2. 中期財政計画

歳出の伸びは90年度に前年度比+2.0%、91~92年度は各年度前年度比+2.5%に抑制する計画。財政赤字幅は、所得税減税(ネット191億マルク)の影響等から90年度には再び360億マルクまで拡大するものの、その後92年度には297億マルクまで縮小する見通しとなっている。

#### 3. 上記予算案等について、シュトルテンベルク蔵相は以下のとおりコメント。

「89年度予算の歳出の伸びは+4.6%に達しているが、これは連立与党間の今週に入ってからの協議で、急きよ失業保険会計補てん等の追加支出が決定されたためで、これを除くベースでは+2.5%と昨年策定した中期財政計画の線に沿ったものとなっている。我々としては、明

## 89年度予算案および88~92年度中期財政計画

(単位・億マルク)

|                     | 88年度             | 89年度             | 90年度             | 91年度             | 92年度             |
|---------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 歳出総額<br>(前年度比、%)    | 2,754<br>(+ 2.4) | 2,882<br>(+ 4.6) | 2,938<br>(+ 2.0) | 3,011<br>(+ 2.5) | 3,086<br>(+ 2.5) |
| 財政赤字額<br>(前年度比増減△額) | 392<br>(+ 117)   | 320<br>(△ 72)    | 360<br>(+ 40)    | 340<br>(△ 20)    | 297<br>(△ 43)    |

(注) 88年度は決算見込み。

90年度以降に、再び歳出の伸び率を従来の軌道に復帰させる方針である。こうした歳出の抑制により、財政赤字額は、税制改革の実施される90年度には一時的に増加するものの、その後は着実に減少を図っていくことができるものと考えている。」

## ◆西ドイツ連邦参議院、90年税制改革関連法案を可決

西ドイツ連邦参議院は、7月8日、90年税制改革関連法案を概ね閣議決定(本年4月号「要録」参照)の線に沿うかたちで可決した。なお、同法案の成立により、その財源措置の柱となる利子所得源泉課税は、89年1月1日から実施されることが正式に決定された。今次税制改革(減税)の最終的な規模は次のとおり。

|        |          |
|--------|----------|
| グロス減税額 | 372億マルク  |
| 財源措置   | (-)181 ウ |
| ネット減税額 | 191 ウ    |

## ◆ブンデス銀行、ロンバート・レートを引上げ

ブンデス銀行は、7月28日、ロンバート・レートを0.5%引上げ(4.5%→5.0%)、翌29日から実施することを決定、発表した(公定歩合は3.0%に据置き)。同行によるロンバート・レートの引上げは、85年2月1日(5.5%→6.0%、60年2月号「要録」参照)以来約3年半ぶりの措置。

なお、今次決定につき同行では、「本措置は最近における為替市場の緊張ならびに市場金利動向を考慮して決定されたもの」とコメント。

## ◆フランス銀行、市場介入金利を引下げ

フランス銀行は、7月8日、市場介入金利の0.25%引下げ(7.0%→6.75%)を実施した(同金利引下げは、5月26日以来)。この結果、市場介入金利は79年5月15日(6.75%)以来約9年ぶりに7%を割っている。なお、7日物現先オペレートについては現行水準(7.5%)で据置きとした。

## 最近の市場介入金利等推移

|               |         |       |      |        |      |      |      |
|---------------|---------|-------|------|--------|------|------|------|
| (発表日)         | 87/11/5 | 11/24 | 12/3 | 88/1/5 | 1/25 | 5/26 | 7/8  |
| 市場介入金利(%)     | 8.25    | 8.0   | 7.75 | 7.5    | 7.25 | 7.0  | 6.75 |
| 7日物現先オペレート(%) | 8.75    | 8.5   | 8.25 | 8.0    | 7.75 | 7.5  | 7.5  |

本決定に際し、同行は以下の内容のコミュニケを発表。「為替市場でのフランの良好なパフォーマンスとモデレートな物価情勢にかんがみ、市場介入金利の0.25%引下げを決定。一方、7日物現先オペレート(7.5%)は据置きとする。今回の金利引下げは、信用総量の鈍化をうかがわせる最近の指標と平仄の合うものである。」

## ◆フランス、CP発行最低単位を引下げ

ロカール新内閣の下、銀行規制委員会は、7月13日、CP(注)発行最低単位の引下げ(5百万フラン→1百万フラン)を決定した。本措置は、①フランス企業の競争力強化の観点から、広範な企業のCP発行(発行レートは、概ね市場金利並み)を可能とすることにより中小企業の低利資金調達を促進するとともに、これを通じ市場金利連動貸出を増大させ、フランス銀行の市場介入金利引下げ効果の浸透を図ること、および②短期金融市場の拡大を目的としたもの。

(注) 85年12月に市場発足(発行期間10日~7年以内)。

## ◆英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ベースレートを引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(Barclays, Nat. West, Midland, Lloyds)は、7月18日、英蘭銀行の市場金利引上げ誘導措置(注1)に追随してベースレートを0.5%引上げ、10.5%とする旨決定し、即日実施した。今回の利上げは6月初以降6回目の措置(累計引上げ幅3.0%)。

本件につきシティーでは、「①最近発表された一連の経済指標(注2)を眺めて先行きの景気過熱(overheating)、インフレ懸念が強まっていたこと、②7月14日の議会答弁

でローソン蔵相が反インフレ姿勢を明確にしたこと<sup>(注3)</sup>、③米国の5月貿易収支発表を契機にポンド安が進んだこと(7/14日1.6895ドル/ポンド→7/15日1.6595ドル/ポンド)、等を背景に週早々の利上げを予想する向きが多くなっただけに、いわば『当然の措置』として平静な受け止め方。

(注1) 英蘭銀行は7月18日正午過ぎ、市場資金不足をdiscount housesに対する貸出で調節し、金利引上げを誘導する意図から貸出レートを従来比0.5%高い10.5%で行う旨発表。

(注2) 6月の小売物価前年比+4.6%、同小売売上数量前年比+6.3%。

(注3) 7月14日、ローソン蔵相は議会答弁の中で、「現在の物価上昇率には不満足(dissatisfied)であり、これを押し下げる方向で当面の政策を実施」と発言。

#### ◆英国、ロンドン手形交換所加盟大手4行、ベースレートをさらに引上げ

ロンドン手形交換所加盟大手4行(Barclays, Nat. West, Midland, Lloyds)は、8月8日、英蘭銀行の市場金利引上げ誘導措置<sup>(注)</sup>に追随してベースレートを0.5%引上げ、11.0%とする旨決定した(Midlandのみ翌9日、その他3行は即日実施)。今回の利上げは6月初以降7回目の措置(累計引上げ幅3.5%)。

(注) 英蘭銀行は8月8日正午過ぎ、市場資金不足をdiscount housesに対する貸出で調節し、金利引上げを誘導する意図から、貸出レートを従来比0.5%高い11.0%で行う旨発表(同日午後貸出を実施)した。また、英蘭銀行は同日午後の金融調節で従来の市場介入金利(手形買入レート)を0.5%引上げたレート(10.375%→10.875%)で手形買オペを実施した。

#### ◆英國大蔵省、ECU建TB発行計画を公表

英國大蔵省は、8月2日、本年秋にECU建TBを発行する計画である旨公表した。

発行計画案の概要は次のとおり。

発行方式：入札方式(当初は月1回)

発行額：1回当たり上限5億ECU、合計10~20億ECU

期間：1、3、6ヶ月

支払決済通貨：ECU

なお、英國大蔵省は同時に85年9月発行(92年満期)の7年物FRN(変動利付債)25億ドルを本年10月7日に全額期限前償還する旨発表した。

#### ◆オランダ中央銀行、公定歩合等を引上げ

オランダ中央銀行は、7月28日、基準割引歩合等を以下とのおり0.25~0.5%引上げる旨発表した(実施日は翌29日)。前回の変更は6月30日(各0.25%引上げ)。

基 準 割 引 歩 合 3.50%→3.75% (+0.25%)

債券担保貸付歩合 4.00%→4.50% (+0.50%)

約束手形割引歩合 4.50%→5.00% (+0.50%)

今回の措置は、最近の欧州各国の市場金利引上げに伴いギルダー相場が下落しつつあるため、通貨価値防衛の観点から28日西ドイツがロンバート金利を引上げたことに追随したもの。

市場筋では、今回の引上げ幅が前回と異なり、基準割引歩合(公定歩合)と他の金利で異なる点につき、「国内経済への配慮から公定歩合引上げ幅を0.25%と小幅にとどめた反面、為替相場安定のために市場金利は0.5%の引上げとしたもの」との受け止め方。

#### ◆ベルギー中央銀行、公定歩合等を二度にわたり引上げ

ベルギー中央銀行は、7月13日および8月10日の二度にわたり、公定歩合(再割引歩合)および債券担保貸付金利を各々0.25%ずつ引上げる旨発表した(各6.75%→7.00%→7.25%、7.00%→7.25%→7.50%、それぞれ7月14日および8月11日実施)。金利引上げは、7月1日の利上げに続く措置。

本件につき、市場筋では、「西ドイツ等近隣諸国の金利上昇に伴うベルギー・フラン相場への影響を緩和する観点からなされたもの」との見方。

#### ◆オーストリア中央銀行、ロンバート・レートを引上げ

オーストリア中央銀行は、7月28日、ロンバート・レートを0.5%引上げ(4.5%→5.0%)、翌29日から実施することを決定、発表した(公定歩合は3.5%に据置き)。同行によるロンバート・レートの引上げは、84年3月14日(4.75%→5.5%、59年4月号「要録」参照)以来約4年4か月ぶりの措置。

なお、今次決定につき同行では、「本措置は、再度<sup>(注)</sup>の国際的な情勢変化に対応した技術的調整」とコメント。

(注) 同行は、去る6月30日、ブンデスバンクの公定歩合引上げに追随し、公定歩合を0.5%引上げ(7/1日実施、3.0%→3.5%)。

## アジア・大洋州諸国

### ◆香港、預貸金金利を引上げ

香港銀行協会は、7月23日、銀行預貸金金利の引上げを決定し、7月25日から実施した。英系主力2行(香港上海銀行、スタンダード・チャータード銀行)では上記決定に基づいて預貸金金利を引上げるとともに、これに併せてプライム・レートを0.5%引上げた。

今回の措置は、物価上昇の抑制とともに、このところ上昇傾向にある内外短期市場金利との権衡を図る趣旨から実施されたもので、本年2月以降計6度目の引上げ措置(この間プライム・レートは累計3.75%上昇)。

### 香港の預貸金金利の推移

(年利・%)

|          |     | 6月27日 | 7月25日 |
|----------|-----|-------|-------|
| 普通預金     |     | 3.75  | 4.25  |
| 定期預金     | 3か月 | 5.0   | 5.5   |
|          | 6か月 | 5.25  | 5.75  |
|          | 1年  | 6.0   | 6.5   |
| プライム・レート |     | 8.5   | 9.0   |

### ◆豪州、公定歩合を引上げ

オーストラリア準備銀行(中央銀行)は、7月28日、公定歩合(中央銀行による財務省ノート<13週もの>の再割引レート)を引上げた(12.5%→12.7%)。今回の措置は、景気が順調に拡大しているなかで(実質GDP前年比、87/10~12月+4.4%→88/1~3月+5.1%)、高めの物価上昇が続いていること(消費者物価前年比、87/10~12月+7.1%→88/1~3月+6.9%)に配慮したものとみられている。なお、同国の公定歩合は87年3月以来16回連続して引下げ(累計△5.1%)られてきたが、今回約1年半ぶりに引上げられた。